注２　ＡＴＭデータ伝送回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続しＡＴＭ方式により符号の伝送交換を行うデータ伝送サービスの回線数を記録することとし、ＡＴＭ一心式専用線回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続しＡＴＭ方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって一心式のものにつき回線数を記録することとし、ＡＴＭ二心式専用線回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続しＡＴＭ方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって二心式のものにつき回線数を記録すること。

注３　光ＩＰ電話チャネル数の欄には光地域ＩＰ回線（第一種指定中継系伝送路設備に接続する光回線をいう。以下同じ。）を用いた音声伝送役務であって最大２チャネルまで通信が可能なものにつきチャネル数を記録することとし、事務用光ＩＰ電話チャネル数の欄には光地域ＩＰ回線を用いた音声伝送役務であって最大８チャネルまで通信が可能なものにつきチャネル数を記録することとする。

［第２表　略］

第３表

回線数記録
局別回線数

年度末現在

都道府県	単位料金区域	局	ＡＤＳＬ地域ＩＰ回線数	光地域ＩＰ回線数		
					光地域ＩＰデータ専用回線数	事務用光地域ＩＰ回線数

注１　ＡＤＳＬ地域ＩＰ回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録すること。

注２　光地域ＩＰ回線数の欄には光地域ＩＰ回線の回線数を記録することとする。

注３　光地域ＩＰデータ専用回線数には光地域ＩＰ回線数のうち専ら音声伝送役務以外の電気通信役務の提供の用に供する回線の回線数を記録することとし、事務用光地域ＩＰ回線数には光地域ＩＰ回線数のうち音声通信役務の提供の用に供する回線であって最大８チャネルまでの通信が可能なものの回線数を記録することとする。

［第４表～第６表　略］

注２　ＡＴＭデータ伝送回線数の欄には、第一種指定中継系伝送路設備に接続しＡＴＭ方式により符号の伝送交換を行うデータ伝送サービスの回線数を記録することとし、ＡＴＭ一心式専用線回線数の欄には、第一種指定中継系伝送路設備に接続しＡＴＭ方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって一心式のものにつき回線数を記録することとし、ＡＴＭ二心式専用線回線数の欄には、第一種指定中継系伝送路設備に接続しＡＴＭ方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって二心式のものにつき回線数を記録すること。

［新設］

［第２表　同左］

第３表

回線数記録
局別回線数

年度末現在

都道府県	単位料金区域	局	ＡＤＳＬ地域ＩＰ回線数	光地域ＩＰ回線数

注　ＡＤＳＬ地域ＩＰ回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録することとし、光地域ＩＰ回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続する光回線の回線数を記録すること。

［第４表～第６表　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部改正）

第二条　東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成十五年総務省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（期間） **第二条**　法附則第十六条第一項の総務省令で定める期間は、平成十五年四月十一日から令和六年十二月三十一日までの期間とする。	（期間） **第二条**　法附則第十六条第一項の総務省令で定める期間は、平成十五年四月十一日から平成三十四年三月三十一日までの期間とする。